【学童】

就労証明書

茂原市長 宛

就労証明書の様式について茂原市公式ウェブサイトよりＰＤＦ及びエクセルファイルでダウンロード可能で

記入内容について不明な点がある場合は、問い合わせることがありますのでご協力くだ

証明日	西暦	2026	年	11	月	1 日
事業所名	(株)〇〇〇商事					
代表者名	本納　太郎					
所在地	茂原市本納〇〇番地					
電話番号	0475	—	36	—	〇〇〇〇	
担当者名	本納　太郎					
記載者連絡先	0475	—	36	—	〇〇〇〇	

代表者印や社判の押印は不要です。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☑ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	もばら　いちろう
	本人氏名	茂原　市郎　　生年月日 1993 年 1 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☑ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）2020 年 3 月 1 日 ～ 2027 年 2 月 28 日
4	本人就労先事業所	名称：(株)〇〇〇商事　茂原支店 住所：茂原市茂原〇〇番地
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑ 火 ☑ 水 ☑ 木 ☑ 金 ☑ 土 ☐ 日 ☐ 祝日 ☐　合計時間　月間 175 時間 0 分（うち休憩時間 1200 分） 一月当たりの就労日数　月間 20 日　一週当たりの就労日数　週間 5 日 平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分（うち休憩時間 60 分） 土曜 日祝
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間 就労日数 主な就労時間帯・シフト時間帯
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 10 月：22 日／月　186 時間／月 年月 2026 年 9 月：19 日／月　161 時間／月 年月 2026 年 8 月：20 日／月　169 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	2024
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間 2025 年 3 月 1 日 ～ 2026 年 2 月 28 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職(予定)年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2026 年 4 月 1 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 取得中　期間 2026 年 4 月 1 日 ～ 2027 年 3 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ～ 16 時 0 分（うち休憩時間 60 分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☑ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☑ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☑ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　月　～　月　日
18	備考欄	・繁忙期(3月～4月)については、8時30分～18時15分の就労。 ・月1回程度土曜日の就労(8時30分～12時30分)あり。
19	保護者記載欄	児童名：茂原　市美　生年月日：2016 年 2 月 1 日　施設名：〇〇学童クラブ　☑ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名：茂原　市太　生年月日：2019 年 3 月 1 日　施設名：〇〇学童クラブ　☐ 利用中　☑ 申込中(第一希望) 児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

自営業主または代表者の方は事業を確認できる書類（青色申告書の写し等）を添付してください。

Ｎｏ．６は雇用契約に基づく就労時間を記載してください。実績ではありません。残業時間は除き、休憩時間は含めて記載してください。

変則勤務、シフト制、時期によって時間が異なる場合は、勤務表・シフト表の追加提出を求める場合がありますのでご了承ください。

育児休業等により直近３ヶ月において１ヶ月分の就労実績がない場合は、産休・育休等を取得する前の就労実績を記載してください。

保育所等の入所が可能となった場合、期間の満了を待たず育児休業を短縮することの可否について、**Ｎｏ．１５にチェック**してください（**入所可能となった月中の復職が必要です**）。

保育所等に入所できなかった場合、育児休業の延長可否について、**Ｎｏ．１６にチェック**してください。

就労規則上の通常勤務時間（Ｎｏ．６に記載の時間）より短い就労時間（勤務規則上の特則いわゆる時短勤務）を取得する予定である又は取得している場合は記載してください。

育児休業の短縮・延長について、チェックしてください。
（入所可能となった場合、月末までの復職が必要です）